

# 設立に関する中小企業等協同組合法の変遷過程 (1)準則主義、(2)行政による認証、(3)認可主義への変遷)

2018.2.15 岡安メモ

## (1) 立法当初は準則主義（第1段階）

### ◆ 昭和24年5月7日第5回国会衆議院商工委員会（内閣提出145号）

中小企業等協同組合法案

第3節 設立

第27条（創立總會）

第28条（理事への事務引継）

『発起人は、創立總會後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。』

第30条（成立の時期）

『組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。』

第31条（届出）

『組合は、成立の日から2週間以内に行政庁に定款及び役員名簿を添えてその旨を届け出なければならない。定款又は役員名簿の記載事項に変更を生じた時も同様である。』

【有田二郎商工政務次官】の提案理由より

第三に、本法案では組合運営の民主化をはかろうとしているのであります。今後の経済情勢から考えましても、協同組合の活動に自主性を持たせることが何より大切なことであります。そこで本法案では、組合の設立に準則主義を採用して、設立について官廳の認可がいらないことにしますとともに、従来各種の組合法に見られます、廣くて強い官廳の監督権限をなくして、組合の内部的な事項について、官廳があまり干渉することになるおそれをなくす等、協同組合をできるだけ官廳から切り離して、その自主性を確立しようとしているのであります。

### ◆ 昭和24年5月20日第5回国会衆議院

「保険協同組合」関連規定を削除修正議決し、参議院に送付

### ◆ 昭和24年5月23日第5回国会参議院で可決

### ◆ 昭和24年6月1日公布、施行1ヶ月後

## (2) 行政庁の「認証」（定款の認証）に変更（第2段階）

### ◆ 昭和26年3月13日第10回国会衆議院通商産業委員会（内閣提出97号）

中小企業等協同組合の一部を改正する法律案

第27条の2（定款の認証）を追加

『発起人は、創立總會終了後遅滞なく、定款につき、行政庁の認証を受けなければならない。』

2 行政庁は、定款が法令に違反する場合を除いては、認証をしなければならない。

3 定款は、第1項の認証を受けなければ、その効力を生じない。』

第28条（理事への事務引継）の改正

『発起人は、前条第1項の認証を受けた後〔削除：創立総会后〕遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。』

### 第31条（届出）

『組合は、成立の日から2週間以内に行政庁に〔削除：定款及び〕役員名簿を添えてその旨を届け出なければならない。〔削除：定款又は〕役員名簿の記載事項に変更を生じた時も同様である。』

#### 【首藤通産政務次官】の提案理由

「現行法におきましては、公証人が定款の認証をすることになっておりますが、従来の経験にかんがみ、組合制度に関する知識経験の乏しい公証人よりも、組合に関する指導に多年の経験と多大の関心を有する行政庁にこの認証を行わせる方が適当と考えられますので、定款の認証は行政庁が行うことに改めておるのであります。この点は組合の大多数を管轄いたします全国都道府県より強い要望のあるところでありまして、その結果は、行政庁において組合の実態を常時把握することが可能となり、組合の健全な発達に資するところが多いと信ずる次第であります。」

- ◆ 昭和26年4月6日公布

## (2) の2 設立総会までの手続きを一部変更

- ◆ 昭和27年3月25日第13国会衆議院通商産業委員会（内閣提出101号）

中小企業等協同組合の一部を改正する法律案

第25条（設立準備会）および第26条（定款作成委員会）関連の削除、発起人が行う旨に変更

- ◆ 昭和27年4月28日公布

## (3) 「認証」を認可主義に変更し、今に至る（第3段階）

- ◆ 昭和30年6月8日第22回国会衆議院商工委員会（内閣提出123号）

中小企業等協同組合の一部を改正する法律案

- ◆ 第27条の2を（設立の認可）と、標題と項目の改正

『発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 信用協同組合又は第9条の9第1項第1号の事業（注：「会員の預金又は定期積金の受け入れ」のこと）を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の使命を記載した書面を提出しなければならない。

3 行政庁は、前項に規定する組合以外の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第1項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

4 行政庁は、第2項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第1項の認可をしなければならない。

一～四、略』

第28条（理事への事務引継）の改正

『発起人は、前条第1項の認可〔削除：認証〕を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。』

第31条（成立の届出）

『組合は、成立の日から2週間以内に、行政庁に〔削除：役員名簿を添えて〕その旨を届け出なければならない。〔削除：役員名簿の記載事項に変更を生じた時も同様である。』』

【石橋通商産業大臣】 このたびの改正の目的は、本法施行後の経験にかんがみまして、組合の組織及び運営の合理化並びにその健全な発達をはかるうとするものでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。第一は、組合の設立について、従来の定款の認証制度を設立の認可制度に改めることとあります。これらによって著しく不健全な組合の設立を防止し、組合の質的向上をはかり、組合事業の活発化並びに組合の信用の向上を期待しようとするものであります。これに伴い、信用協同組合については、後来設立についての定款の認証のほかにも事業について行政庁の認可を必要としていたのでありますが、組合の設立の認可をもって事業認可にかえることといたしまして、協同組合による金融事業に関する法律に所要の改正を加えたのであります。

第二は、役員選挙方法について（略）

第三は、法的根拠に基く中小企業等協同組合中央会を設けさせること（略）

第四は、従来行政庁は、組合から定期的に業務についての報告を受けることができず、組合の指導上遺憾な点が多かったので、今後は、定期的に決算関係書類を行政庁に提出させることといたし、組合の実態を把握いたしまして、組合指導の円滑化をはかるうとするものであります。

第五は、設立の認可制度の採用に伴い、行政庁の組合に対する監督権を若干強化いたしまして、組合法本来の趣旨を逸脱した組合や休眠組合に対する適正な指導監督を行い得ることといたしたのであります。

以上がこのたびのおもなる改正事項でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

（中小企業信用保険法との一括審議のため、中小企業等協同組合法の実質審議なし）

参議院本会議審議より

○小松正雄君 私には日本社会党第二控室を代表いたしまして、本中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案に対して反対をするものであります。その理由といたしましては、今までは役員選挙に関しましては民主的に選挙をしてその役員を選出しておったところがこの法案によって指名推選をするというようなことに相なった点が一つ。第二点は、今日まで届出で済んでおったものが、この法案によって認可制になるというようなことについての点等をあわせまして、反対をするものであります。

○海野三朗君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、ただいま議題となりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案に反対するものであります。何ゆえに反対かと申しますと、一言にして言いますならば、今回の改正案全体を通じて流れ

るところの官僚的な非民主的な精神について不満を押えがたいからであります。今回の改正案を見ますと、政府は組合の設立を認可する——従来は定款の認証だけで、きわめて簡便に設立できたけれども、行政庁の認可を必要とすることにする、それから種々の報告を徴収したり、監督を強化したりしている、さらに行政庁が組合の解散権を持つようにする、また中央会を設けることになっておりますが、建前は民主的な中央会であっても、この改正法案全体の空気から見れば、おそらく下意上達の機関ではなくて、上意下達の官僚の外郭団体を作るにすぎないことをおそれるのであります。さらにその上に、組合の役員選挙に指名推選の方法を取り入れて、組合ボス化の勢いに拍車をかけるようになっておるのであります。まさにこれは時代逆行と言わざるを得ないのであります。（中略）

本改正案には種々の点で必要なる改正を行なっていますが、全体として時代逆行の観があることを否定することはできません。ことに認可についての措置と指名推選を認めることは何としても納得できないところでございまして、遺憾ながらここに反対の意を表明するものでございます。

○**豊田雅孝君** 今回の改正によりまして組合の設立は認可主義になる結果、今後設立の組合水準は高まってくると考えられるのであります。それだけに従来の既存組合中の休眠組合等を再編成する等の適切なる方策によりまして、既存組合の水準向上についても、政府は格段の努力をするよう希望を付して賛成します。

○**河野謙三君** （略）私は協同組合の精神からいって、役所はもちろんのこと第三者の一切指導監督を受けないというのが、協同組合の建前であることはよく了解しております。しかし遺憾ながら、今置かれております協同組合の実態というものは、あまりにも経営がずさんであり、あまりにも経営が墮落し、ある場合には非常な不正行為まで頻発しているという実情は認めざるを得ません。で、この実情に即して、（略）一般組合員の意思というものは、われわれの組合が安心して運営のできるように、われわれの組合に安心してわれわれがまかせられるように、特に経理の面において嚴重なる指導監督をしてもらいたいということが、一般組合員の声であることに間違いございません。ただ今後におきまして、指導の域を越えて、干渉の域に入らぬことを特に私は通産当局に希望いたしまして、本案に賛成いたします。

○**石川清一君** 非常に経済の変動の激しい中であって、特に地域経済社会の中で企業を営んでいる中小企業者の苦悩、これを組織化する、あるいはまとめるということの困難な点は、地方公共団体の行政力をもってしても、今日のような不振の状態に相なっております。従ってこれを一つの日本の経済の方向に持っていくためには、官僚の指導もやむを得ないと存じております。しかしこれが一たん全国的な組織ができた場合には、すみやかにこの法案を改正いたしまして、ほんとうに民生的になるようにするような希望を付しまして、不満足でありますけれども賛成いたします。

○**委員長（吉野信次君）** ほかに御発言もないようでありますから、討論は終結したものと認めてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（吉野信次君）** 御異議がないようでありますから、それでは中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、これを問題に供して採決に入ります。

了